

# お問い合わせ・お申し込みは・・・

ご旅行条件(要約)必ずお読みください。

(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

この旅行は、㈱日本旅行京都四条支店（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は以下の募集型企画旅行契約を締結していただくことになります。

## 1. お申し込み方法と契約の成立

(1) ご案内書面にある申込書に必要事項をご記入の上、お申込金 30,000 円を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金、取消料、または違約料の一部または全部として繰り入れます。

(2) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立いたします。

(3) ご参加者、グループの代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する取引を行います。

(4) 旅行代金は旅行出発日の 21 日前までにお支払いいただきます。

2. 旅行中止の場合…ご参加のお客様がご案内書面に明示した最少催行人員に満たない場合当社は旅行の催行を中止する場合があります。

この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

## 3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

ご案内書面に記載された日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、消費税等諸税及び添乗員同行費用(Aコースのみ)が含まれます。

旅行日程に記載のない交通費等の諸費用、及び個人的性質の諸費用、空港・出国諸税、空港施設使用料、付加運賃料金消費税等諸税は含まれません。付加運賃・料金(燃油サーチャージ)とは、近年の燃油価格水準の異常な高騰に伴い、当該燃油費の一部を燃油価格が一定の水準まで戻るという一定条件の下でご登場いただくお客様にお支払願う趣旨で、各航空会社が個々に国土交通省航空局に申請を行い認可されたものです。付加運賃・料金(燃油サーチャージ)は、航空会社区間毎に必要になります。従って、旅程の変更に伴い額が変更になった場合は、増額の際には追加徴収し、減額の際には減額分をご返金します。また、航空会社の定める付加運賃・料金(燃油サーチャージ)が変更された場合には、増額の際には追加徴収し、減額の際には減額分をご返金します。

4. 取消料…お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

取消日	取消料
・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 31 日目に当る日まで	無料
・ " 30 日目に当る日以降、15 日目に当る日まで	30,000 円
・ " 14 日目に当る日以降、3 日目に当る日まで	旅行代金の 20%
・旅行開始日の前々日および前日	旅行代金の 30%
・旅行開始日当日	旅行代金の 50%
・旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の全額

5. 免責事項…お客様が以下の事由により損害を受けられた場合は、当社は賠償の責任を負いません。

・天災地変、気象状況、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行中止

・運送、宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

・官公署の命令、又は伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難

・運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地・滞在時間の短縮

6. 特別補償…お客様が募集型企画旅行参加中に、生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害については、当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規程に定めるところにより、補償金及び見舞金をお支払いします。

7. 旅程保証…当社は、当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部第 29 条別表二)に掲げる重要な変更が生じた場合は、同条に定めるところにより変更補償金をお支払いします。

## 8. 個人情報の取扱

(1) 当社及び受託旅行会社は旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報についてお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 当社、当社グループ会社および販売店では、

①取り扱う商品、サービス等のご案内

②ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い

③統計資料の作成。

にお客様の個人情報を利用させていただく事があります。

(3) このほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針等についてはホームページ (<http://www.nta.co.jp>) でご確認ください。

(4) 当社は、お客様のお買い物等の便宜のために、免税店等に電子的方法等によりお客様の個人情報を提供します。なお、これらの事業者への個人情報の提供の「停止」を希望される場合は、お申込み窓口に「最終旅行日程表」受取り時までにお申し出下さい。

## 9. その他

(1) 旅券について：この旅行には、査証申請時 6 か月以上の有効の旅券が必要です。インド入国には査証が必要です。日本国籍以外の方は自国の領事館、入国管理事務局等へお問い合わせください。

(2) 渡航先の衛生状は厚生労働省のホームページで御確認ください。

(<http://www.forth.go.jp/>)

(3) 外務省[海外危険情報]等渡航先に関する情報が発せられている場合は書面で通知いたします。また下記外務省海外安全ホームページでも御確認ください。( <http://www.pubanzen.mofa.go.jp> )

10. このパンフレットに記載の旅行日程等の旅行条件は、2013 年 10 月 15 日現在を基準としています。

11. 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

お客様の人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の催行を中止することがあります。その場合当社は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日より前に、お客様にその旨をご通知致しますが、お客様が少ない人数での旅行実施を希望される場合は、旅行代金は増額になりますが、少ない人数での実施が可能なプラン(新規受注型企画旅行契約)をご提案致します。お客様が当該プランをご承諾された場合、当社は新規の受注型企画旅行契約としてお引き受け致します。\*詳細につきましては、旅行の催行中止決定の際にご案内致します。

## 見学先についてのご質問は

訪問先・活動内容についてのお問い合わせはこちらへ

特定非営利活動法人 日印教育支援センター

〒606-8313 京都市左京区吉田中大路町 31 番地の 44

電話/FAX : 075-771-9654

E-mail : [japan.india.esc@gmail.com](mailto:japan.india.esc@gmail.com)

ホームページ : <http://www.japanindia-esc.com>

# お問い合わせ・お申し込みは

旅行企画・実施



**日本旅行**  
NIPPON TRAVEL AGENCY

国土交通大臣登録旅行業第2号/(社)日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引  
協議会 会員



ボンド保証会員

**株式会社 日本旅行**  
**京都四条支店**

電話 : (075) 223-2311

FAX : (075) 221-1726

営業時間 : 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土・日・祝日は休業)

総合旅行業務取扱管理者 : 木村行博

〒600-8006

京都市下京区四条通柳馬場西入る ニッセイ四条柳馬場ビル2階

担当 : 和田・西田・窪田(くぼた)

西日本 13 - 224

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店(営業所)での取引に関する責任者です。  
この旅行契約に関して担当者からの説明に不明な点があればご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。